

令和元年度 第2回鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会 合同会議

日 時：令和元年11月15日（金）13時30分～14時40分

場 所：鹿島市役所 3階 庁議室

参加者：別紙のとおり

司会進行：企画財政課長

1. 開会 企画財政課長

2. 会長のあいさつ（市長、会長）

3. 報告（議長は会長）

（1）令和元年度事業報告及び決算報告について（資料1ページ～2ページ）

【事務局より説明、有森滋樹委員より監査報告】

【質疑・応答】

会 長：国の補助金が決算書へ計上されていない理由について、もう一度確認の意味で委員の皆様へ説明してください。

事務局：市内循環バス、高津原のりあいタクシーにつきましては、国庫補助をいただいて運行している状況ですが、国庫補助の制度上、各運行事業者が請求をおこない、直接各運行事業者へ支払いがおこなわれます。

会 長：決算について承認いただけますでしょうか。

（承認）

会 長：ありがとうございました。

（2）令和元年度市内循環バス及びのりあいタクシーの運行状況報告について（資料3ページ～8ページ）

【事務局より説明】

【質疑・応答】

委 員：予約型のりあいタクシーの稼働率について計算の内容を詳しく説明してください。

事 務 局：予約型のりあいタクシーの運行内容といたしましては、1日5便運行を計画しております。仮に平日毎日運行いたしますと1,190便となります。北鹿島線の実際の稼働便数としては30便となっておりますので、30便（実稼働便数）／1,190便（年間予定便数）となり、稼働率としては2.5%となります。

会 長：1便あたりの乗車人数と稼働率との関係はどのようになっているのか。

事務局：1便あたりの乗車人数は1便運行した場合の平均乗車人数であり、稼働率との関係性はあまりない。

委 員：1190便の根拠があまりわからないので、説明をお願いします。

事務局：令和元年度予約型のりあいタクシーは平日運行としておりますので、年間で 239 日運行を予定しております。また、1 日あたりは計 5 便を計画しておりますので、仮に全て運行した場合には、238 日×5 便/日で 1190 便となります。

会 長：予約型のりあいタクシーの仕組みについて説明をしてください。

事務局：予約型のりあいタクシーにつきましては、予約型のりあいタクシー対象地区にお住まいの方が事前に登録をしていただき、ご自宅から指定停留所の間で利用できる交通手段となります。平日毎日ご利用可能であり、時刻についても、自宅発が 7:30、8:30、13:00 の 3 便、指定停留所発は 12:30、16:00 の 2 便で、1 日あたり計 5 便となっております。指定停留所につきましては、能古見線で言えば、「三河内」「大井手」「農協前」「ララベル」となります。

会 長：以上のご報告でよろしいでしょうか。それでは協議事項に進みます。

4. 協議

(1) 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（案）について

【事務局より、協議（1）について説明】

意見特になし

会 長：協議 1 についてご了承いただけますでしょうか。

（承認）

会 長：ありがとうございます。それでは次の議題の説明をお願いします。

(2) 予約型のりあいタクシー登録者アンケート（案）の実施について

【事務局より、協議（2）について説明】

委 員：予約型のりあいタクシーの登録者は人口に対してどのぐらいの割合か。また、登録人数を伸ばせる余地があるのかどうかを教えてください。

また、登録されている方については運行内容等を把握されていると思うが、それ以外の方への周知はどのようにおこなっていますか。また、全般的な周知方法はどのようにおこなっていますか。

事務局：北鹿島地区の対象エリアにつきまして、人口が 1,509 名で、登録者が 60 名となっておりますので割合としては、4%程度となっております。能古見地区については、対象エリア人口が 1,530 名、登録者 63 名であり、登録割合は 4%程度です。古枝地区につきましては、山根地区が太良町管轄なので除外をした場合、460 名に対して 53 名登録なので 11%程度となります。予約型のりあいタクシーの周知方法につきましては、スーパーや病院施設などの指定乗降施設へパンフレット貼付けての周知は行っております。予約型のりあいタクシーを導入する際には、対象地区を回りまして制度内容の周知、登録手順等をご説明しております。また、無料乗車期間周知の際には、予約型のりあいタクシー対象地区への運行内容等をお知らせするための回覧を定期的実施しております。

ただ、武雄市の事例でも制度内容について市民の方が把握されていなかったとありましたので、当市におきましても、アンケートを通して対象地区への周知活動に力を入れていきたいと考えております。

委員：統計的にはバス路線からデマンドへ変更となると、利用者が約半数になると言われています。また、デマンドの特徴でもある、事前予約について、実際に登録される方からすれば、抵抗があるものであります。抵抗感については、実際に利用される方からの口コミ等が大変有効なので、その当たりも広げていければと思います。

会長：それでは、協議1についてご了承いただけますでしょうか。

(承認)

会長：ありがとうございました。それでは次の議題の説明をお願いします。

(3) 令和2年度事業計画(変更案)について

(4) 令和2年度補正予算(案)について

【事務局より、協議(3)(4)について一括して説明】

会長：待合室改修は今のところ要望があったりしているのか。

事務局：現時点では要望等はありません。各運行事業者様などへの周知、状況聞き取りは行っている状況ではございます。引き続きお話しを伺いながら進めていければと考えております。

委員：歳入で太良町山根地区利用者分の歳入が計上されていますが、定額で負担してもらっているのでしょうか。

事務局：太良町からの利用者負担金につきましては、実績に応じてお支払いをしていただいております。

委員：決算報告でも説明ありましたが、各運行に対して、紙面上は委託料しか出てこないため、別途全体的な事業費(運行経費、収入)が分かるものを添付いただきたい。

事務局：了解しました。

会長：それでは、協議3、4についてご了承いただけますでしょうか。

(承認)

会長：ありがとうございました。それでは次の議題の説明をお願いします。

(5) 市内公共交通利用促進週刊(無料乗車期間)の実施(案)について

【事務局より、協議(5)について説明】

会長：運行事業者から、この取り組みについてご意見はありませんか。

事業者：近年の乗車人数は全体的に増加していて、無料乗車期間はたくさんの方に乗車いただいている。再耕庵タクシーとしては、無料乗車期間の取り組みは、普段の乗車へ繋がる大切な取り組みであると考えている。

委員：無料運行期間の取組内容は昨年度と変更ありませんか。

事務局：内容に変更はありません。

会長：それでは、協議5についてこの内容でご了承いただけますでしょうか。

(承認)

会長：ありがとうございました。

これにて議事は終わりますが、この協議会において可決された事項で、行政庁の指導等を含め、字句など軽微な修正が必要となった場合は、会長一任によりこれをなすことができるものとする付帯決議の承認をお願いします。

(承認)

会長：ありがとうございました。

6. その他

(佐賀県公式ウォーキングアプリ「SAGATOCO」について(委員より))

- ・ウォーキングを通しての健康づくりや公共交通への利用促進、ウォーキングを通じた地域活性化等を目的にアプリを開発し、現在、佐賀県内で約7,000名の登録があつている。是非登録してください。

(次回開催予定について)

- ・令和2年2月若しくは3月開催予定

・

8. 閉会 企画財政課長